

仙台白百合女子大学 寄付金募集要領

【目的】 仙台白百合女子大学の教育・研究環境の整備充実のため

【使途】 ① 教育・研究環境の整備

② 奨学資金の充実

経済的理由のため学業継続が困難である優秀な学生への支援

東日本大震災における被災学生の授業料減免支援

留学生支援

【募金概要】 金額： 一口1万円 一口以上

目標額： 3,000万円

募集期間： 2015年7月1日 ～ 2018年6月30日（3年間）

対象： 在学生保護者、卒業生、一般篤志家、企業、団体、法人、教職員

【振込方法】 同封の振込用紙にて、お近くの銀行からお振込みください。在学生の場合は保護者の方のお名前でお振込みになります。お振込みの際には振込人名の前に指定番号（送り状の宛名下の番号）をご記入ください。 ATM（現金自動預払機）でのお振込みの場合も同様です。指定番号がないと、お振込みが特定できないことがあります。

【税制上の優遇措置】 仙台白百合女子大学へのご寄付は、税制上の優遇措置として所得控除を受けるか、税額控除を受けるか（個人の場合のみ）を選択できます。（裏面「寄付金控除の概要」参照）個人及び法人いずれの場合もご寄付の入金確認後、本学からお送りする領収書と免税に必要な証明書（「特定公益増進法人証明書」、「税額控除に係る証明書」（個人のみ）のいずれか）を添えて所轄税務署に確定申告してください。

ただし、2016年度以降の新入生・編入生、およびその保護者をご寄付される場合、入学した年の4月から12月の寄付金は、税法上「学校の入学に関してする寄付金」とみなされ、優遇措置の対象から除外されることとなっております。ご理解・ご了承のほど、お願い申し上げます。

◇ お問い合わせ◇

仙台白百合女子大学 庶務課 寄付金担当

〒981-3107 宮城県仙台市泉区本田町6-1

電話 022-372-3254

寄付金控除の概要

種類	内容	必要手続き
(A. B. の う ち の ど ち ら か を 選 択 す る) 所得税の寄付金控除	A. <u>所得控除</u> <既存の制度> 次の算式により算出された額が年間総所得金額より控除されます。 (寄付金合計額※1 - 2,000円) = <u>所得控除額</u> ※1 年間総所得金額の40%が限度となります。	「特定公益増進法人証明書」と領収書を添付して所轄の税務署へ所得税の確定申告を行ってください。
	B. <u>税額控除</u> <平成23年度税制改革により導入された制度> 次の算式により算出された額が寄付金控除として所得税額から控除されます。 (寄付金合計額 ※2 - 2,000円) × 40% = <u>控除税額</u> ※3 ※2 年間総所得金額の40%が限度となります。 ※3 控除税額は所得税額の25%が限度となります。 <<税額控除制度は、個人寄付者のみが対象です>>	「税額控除に係る証明書」と領収書を添付して所轄の税務署へ所得税の確定申告を行ってください。

上記内容は、あくまで制度の概要です。詳しくは、所轄の税務署へご照会ください。個人住民税の寄付金控除については、都道府県庁・市区町村へご照会くださるよう、お願い申し上げます。